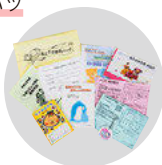


妊娠したら

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、保健センター、健康づくり課、特別出張所で母子健康手帳をもらいましょう。窓口で妊娠届出書に、住所、氏名、そのときにかかっている病院、出産予定日、妊娠週数等を記入していただくと、その場で「母子健康手帳（出生通知票添付）」と「母と子の保健バッグ」をお渡しします。この中には妊婦健康診査受診票、母親学級のお知らせなどが入っています。早い時期にひととおり目を通しておきましょう。



- 届け先
 - * 保健センター（▶▶ P88）
 - * 健康づくり課
 - * 特別出張所（▶▶ P89）
- 問い合わせ

健康づくり課健康づくり推進係
【TEL】 5273-3047 【FAX】 5273-3930

妊婦高血圧症候群等の医療給付

妊娠により、妊婦高血圧症候群などの症状が見られる方には、入院治療に必要な自己負担額の費用が助成されます。

妊婦健康診査を受けましょう

母体の健康を保つため、妊娠中は定期的に妊婦健康診査を受けましょう。新宿区では、妊娠の届出をされた方に妊婦健康診査受診票 14 回分、妊婦超音波検査受診票（経腹法）4 回分、妊婦子宮頸がん検診受診票 1 回分をお渡しします（この受診票は一定金額を上限として助成するものです。医療機関での指導内容や検査項目により自己負担が発生することがあります。交付枚数は令和 8 年 4 月 1 日現在のものです）。

※妊婦健康診査受診票等は東京都内の委託医療機関または、委託助産所でのみ使用できます。東京都外で受診される方は健康づくり課までご連絡ください。

※多胎妊娠の場合、妊婦健康診査を追加で 5 回分助成します。詳しくは、健康づくり課にお問い合わせください。

■ 妊婦健康診査 受診の目安

妊 娠 週	健 診 回 数
妊 娠 初 期～妊娠 23 週	4 週間に 1 回
妊 娠 24 週～妊娠 35 週	2 週間に 1 回
妊 娠 36 週～分娩まで	1 週間に 1 回

- 問い合わせ
（妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査）
健康づくり課健康づくり推進係
【TEL】 5273-3047 【FAX】 5273-3930

- 対象
妊娠による妊婦高血圧症候群およびその関連疾患、糖尿病および妊娠糖尿病、貧血、産科出血、心疾患の症状が見られ、認定基準を超える方で次の①または②に該当する方（※生活保護法の規定による保護を受けている世帯の方は対象外）

- ① 世帯の前年分の所得が総所得税額で 30,000 円以下の方
- ② ①以外の方で、入院見込み期間が 26 日以上の方

- 申し込み
保健センター（▶▶ P88）で医療費助成申請書および診断書などの書類を受け取り、必要事項を記入のうえ、お住まいの地域を担当する保健センターへ提出してください。

妊婦歯科健康診査を受けましょう

妊婦の方の歯と口の健康を保つため、妊婦歯科健康診査を区内指定歯科医療機関で実施しています。新宿区では妊娠～産後 1 年（お子様の 1 歳のお誕生日の前日まで）の間に、1 回受診できます。受診票は母子健康手帳の交付時に 1 回分お渡しします。できるだけ妊娠中の安定期にご使用ください。妊娠中に新宿区に転入された方も対象になります。

その他の検査

■ HIV・性感染症検査

血液検査です（クラミジアのみ尿検査）。詳しくは保健予防課にお問い合わせください。

■ B型・C型肝炎ウイルス検査

血液検査です（予約制）。39歳以下で検査を希望する方は、保健予防課にお問い合わせください。40歳以上で検査を希望する方は、健康づくり課にお問い合わせください。

● 問い合わせ

保健予防課予防係

【TEL】 5273-3859 【FAX】 5273-3820

健康づくり課健診係

【TEL】 5273-4207 【FAX】 5273-3930

出産・子育て応援事業 (ゆりかご・しんじゅく)

妊娠期から出産・子育て期まで安心して過ごせるよう、妊婦の方に看護職が面談し、妊娠中や産後の情報をご紹介します。保健センター、健康づくり課で妊娠の届出をされた方は、その場で面談を受けることができます。特別出張所で妊娠の届出をされた方は、保健センター、健康づくり課にお越しください（お越しの際、母子健康手帳と母と子の保健バッグをお持ちください）。看護職と面談された妊婦の方には、後日、ゆりかご応援ギフト（1万円相当）をお贈りします。

妊娠中に新宿区に転入された方も、面談の対象になります。

● 問い合わせ

健康づくり課健康づくり推進係

【TEL】 5273-3047 【FAX】 5273-3930

● ゆりかご・しんじゅく実施場所

*保健センター（▶▶ P88）

*健康づくり課健康づくり推進係

妊娠判定受診費用の助成

住民税非課税世帯・生活保護世帯に属する方を対象に、妊娠判定検査の費用を助成します。

● 問い合わせ

健康づくり課健康づくり推進係

【TEL】 5273-3047 【FAX】 5273-3930

妊婦のための支援給付事業

妊娠期から出産・子育て期まで安心して過ごせるよう、継続的な面談等の相談支援と、経済的支援を実施しています。

● 対象

① 医師から胎児心拍の確認を受け、令和7年4月1日以降に妊娠の届け出をし、看護職との面談（ゆりかご・しんじゅく）を受けた妊婦に現金5万円または電子ギフト5万円相当

② 令和7年4月1日以降に出産し「すくすく赤ちゃん訪問」を受けた産婦（流産、死産の場合も対象）に妊娠していた子どもの人数×現金5万円または電子ギフト5万円相当

● 問い合わせ

健康づくり課健康づくり推進係

【TEL】 5273-3047 【FAX】 5273-3930

産前産後期間の 国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者が出産する場合には、産前産後の一定期間、保険料が免除されます。この免除期間は年金額を計算する際、保険料を納めた期間として扱われます。出産予定日の6か月前から申請できます。

● 問い合わせ

医療保険年金課年金係

【TEL】 5273-4338 【FAX】 3209-1436

産前産後期間の 国民健康保険料免除

国民健康保険被保険者が出産する場合には、産前産後の一定期間、保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から届出でき、出産後の届出も可能です。

詳しくは医療保険年金課国保資格係までお問い合わせください。

● 問い合わせ

医療保険年金課国保資格係

【TEL】 5273-4146 【FAX】 3209-1436

入院助産制度

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊産婦の方を対象に、出産費用を公費で負担する制度です。詳しくは児童育成担当課育成支援係までお問い合わせください。

● 問い合わせ

児童育成担当課育成支援係

【TEL】 5273-4558 【FAX】 3209-1145

保健指導票の交付

住民税非課税世帯・生活保護世帯の妊産婦や乳幼児の方が、指定医療機関での一般保健指導(妊産婦健診等)、歯科保健指導を無料で受けられる制度です。

● 問い合わせ 保健センター (▶▶ P88)

RSウイルスワクチン接種

令和8年度より妊婦の方へのRSウイルスワクチンが定期接種になりました。RSウイルス感染症は呼吸器感染症で、初回感染時にはより重症化しやすいといわれています。妊婦の方がワクチンを接種すると、母体内でこの感染症に対する抗体が作られ、赤ちゃんは出生時からRSウイルスに対する予防効果を得ることができます。

- 対象 妊娠28週～37週に至るまでの方(妊娠28週0日～36週6日の方)
- 内容 組換えRSウイルスワクチン(ファイザー社のアブリスボ®筋注用ワクチン)を妊娠毎に1回接種できます。また、区が発行した予診票を指定医療機関へ持参すると、無料で接種できます。定期接種対象の方には妊娠28週を迎える前月までに予診票を発送します。
- お問い合わせ 保健予防課予防係 【TEL】 5273-3859 【FAX】 5273-3820



RSウイルスワクチン

母親学級／両親学級／ はじめて赤ちゃん応援教室(妊婦クラス)

ママ・パパになる方が安心して出産を迎えられるように、また、はじめての育児に対する不安を解消・軽減できるように、出産・子育てに関する知識の普及や情報の提供を行っています。仲間づくりの場としてもご利用ください。

■母親学級(平日コース・土曜日コース)

- 1日目 赤ちゃんのお風呂の入れ方、ママと赤ちゃんの歯の健康
- 2日目 分娩の経過・産後の生活、妊娠中からはじめるバランスのよい食事

■両親学級

- 1 赤ちゃんのお風呂の入れ方、妊婦体験
- 2 講演会(講師：助産師)

■はじめて赤ちゃん応援教室(妊婦クラス)
助産師等を講師としてミニ講話や情報交換を行っています。

※このほかに、おじいさま・おばあさま学級を四谷・落合保健センターで開催しています。

<母親学級・はじめて赤ちゃん応援教室>

● 申し込み
予約制。オンライン申し込みで受け付けています。右の二次元コード(新宿区ホームページ)からお申し込みください。



母親学級・両親学級

● 問い合わせ
保健センター (▶▶ P88)

<両親学級>

● 申し込み
予約制。往復はがきまたはオンライン申し込みで受け付けています。上記二次元コード(新宿区ホームページ)からお申し込みください。



はじめて
赤ちゃん応援教室

● 問い合わせ 保健センター (▶▶ P88)

「東京都妊娠相談ほっとライン」
(▶▶ P36)

妊娠や出産のさまざまな悩みについて、
電話やメールで相談に応じます。



出産したら

出生届

赤ちゃんが生まれたら、14日以内（生まれた日を含む）に、住所地、本籍地または生まれた場所の市区町村に届け出てください。新宿区では、戸籍住民課戸籍係または各特別出張所で受付をしています。必要な書類は、出生届書、母子健康手帳です。

● 届け先

＊戸籍住民課戸籍係

＊特別出張所（▶▶ P89）

● 問い合わせ

戸籍住民課戸籍係

【TEL】 5273-3506 【FAX】 3209-1728

新生児聴覚検査を受けましょう

耳のきこえの障害を発見するために、生後間もない時期に実施する検査です。妊娠の届出をされた方に新生児聴覚検査受診票1回分をお渡しします（助成上限額あり）。受診票の有効期間は生後50日に達する日までです。詳しくは健康づくり課までお問い合わせください。

産婦健康診査

出産2か月の間に個別に受診します。受診票は妊婦健康診査受診票と一緒にお渡しします。（この受診票は一定金額を上限として助成するものです。指導内容や検査項目により自己負担が発生することがあります。）

● 実施回数

2回まで

● 健診場所

都内の委託医療機関または委託助産所

※東京都外で受診される方は健康づくり課までご連絡ください。

● 問い合わせ

健康づくり課健康づくり推進係

【TEL】 5273-3047 【FAX】 5273-3930

すくすく赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれたすべての家庭に訪問指導員（助産師・保健師等）が訪問して、赤ちゃんの体重測定や育児相談、母子保健サービスの紹介などを行います。

● 申し込み

母子健康手帳に添付している「すくすく赤ちゃん訪問連絡票（出生通知票）」を健康づくり課にお送りください（新宿区ホームページから電子申請も可能）。※出生後なるべく早くお送りください。

● 問い合わせ

＊保健センター（▶▶ P88）

＊里帰り先等での訪問に関するお問い合わせは健康づくり課健康づくり推進係

【TEL】 5273-3047 【FAX】 5273-3930

産前産後支援事業

妊娠中や出産後の家事や育児の支援（洗濯や清掃、買い物、兄姉の世話、育児に関する相談や助言など）を行うヘルパーまたは産後ドゥーラを派遣します。申請方法等の詳細は、新宿区ホームページをご覧ください。

● 対象

妊婦の方、1歳未満の子どもがいる家庭、3歳未満の多胎児（双子や三つ子）がいる家庭、3歳未満の子どもと4歳未満の兄姉のいる多子家庭

● 利用時間

月～日（年末年始を除く）9:00～20:00

● 1時間あたりの利用料金

1,000円 ※産後ドゥーラは1,500円

● 申し込み

電子申請・郵送および窓口のいずれかの方法で申請してください。

※ホームページ参照

● 問い合わせ

子ども総合センター 子育て支援係

【TEL】 3232-0695

【FAX】 3232-0666



産前産後支援事業

産後ケア事業

産後に、お母さんと赤ちゃんの健康状態の確
認や授乳のアドバイス、沐浴の練習、育児相談
等の支援を受けることができます。ショートス
テイ型(施設に宿泊)・デイス
ビス型(施設に通所)・アウト
リーチ型(自宅に訪問)の3
つの種類があります。



● 申し込み

妊娠7か月(24週)以降、電子申請・郵送
および窓口のいずれかの方法で申請してくだ
さい。なお、「妊娠7～8か月
頃のアンケート」への回答と同
時に申請することも可能です。

※ホームページ参照

● 問い合わせ

保健センター(▶▶ P88)
健康づくり課健康づくり推進係
【TEL】5273-3047 【FAX】5273-3930



産後ケア事業

家庭訪問型子育て支援ホームスタート

妊娠中や子育てをするとき、特に子どもが小さ
いときには誰でも不安があり、周囲の支援が必要
です。

ホームスタートは地域の先輩ママ・パパが
ボランティアとして家庭を訪問する子育て支
援です。出産の準備をお手伝いしたり、保護
者の方のお話をゆっくり聴いたり、一緒に遊
んだりします。また公園や病院、子育てひろ
ばなどへ一緒に出かけることもできます。

どんなサポートが必要かというのは人によっ
て異なるため、まずはコーディネーター(オー
ガナイザー)が訪問し、お話を伺い、その人に合っ
たボランティアさんを紹介します。

※ベビーシッターやヘルパーのような保育や家
事の代行はできません。

※訪問中にかかわったプライバシーに関する情
報は外に漏れることはありません。

● 対象

妊婦の方、乳幼児がいる家庭

● 利用料金 無料

● 内容

週1回2時間程度で4～6
回、ボランティアが訪問し
ます。

● 問い合わせ

地域子育て支援センター二葉
【TEL】5363-2170
日～金(祝日・年末年始を除く)
10:00～17:00
【メール】
homestart@futaba-yuka.or.jp



ホームスタート・
二葉ホームページ



問い合わせ
フォーム

ホームスタート・二葉

検索

誕生祝い品

赤ちゃんの誕生をお祝いして、区よりお祝い
の品をお贈りします。絵本のガイドブックと、「長
野県伊那市」および「群馬県沼田市」で技を磨
き続けた職人さんにより作成された木工製品等
7種類のうち1種類を選んでいただき、お贈り
します。



● 対象

新宿区内に住所があり、新たに子どもを出産し、
かつ、その子どもも新宿区に住所を定めた方。
対象の方には区からお知らせします。

● 申し込み

「誕生祝い品申込書」(はがき)に必要な事項を
ご記入のうえ、出生日～1年以内に児童育成
担当課もしくは各特別出張所にご提出いただ
くか、またはご郵送ください。

● 問い合わせ

児童育成担当課子ども医療・手当係
【TEL】5273-4546 【FAX】3209-1145

多胎児家庭への移動支援事業

多胎児家庭に対し、タクシー乗車に利用できる「こども商品券」（1世帯あたり年間24,000円相当）を交付し、乳幼児健診や予防接種、双子の会など、多胎児を連れて母子保健事業を利用する際の移動を支援します。

● 対象 満3歳未満の多胎児を同一世帯で養育する保護者の方

● 申し込み 管轄の保健センターの窓口で、保健師等の専門職との面接と、申請書の提出が必要です。詳しくは子どものお誕生月の翌月に送付のご案内か、新宿区ホームページをご確認ください。

● 問い合わせ
健康づくり課健康づくり推進係
【TEL】5273-3047
【FAX】5273-3930



多胎児家庭への
移動支援事業

出産育児一時金

出産育児一時金は、出産した被保険者等が加入している健康保険から支給されます。妊娠12週と1日（85日）以上経過した人であれば、出産・流産・死産を問わず支給の対象となります。支給金額は各健康保険で異なりますので、ご自身の加入している健康保険にお問い合わせください。

● 問い合わせ 各健康保険組合
※新宿区の国民健康保険に加入している方は、医療保険年金課国保給付係へ。
【TEL】5273-4149 【FAX】3209-1436

【直接支払制度】

出産育児一時金直接支払制度とは、出産育児一時金を保険者が直接医療機関等に支払うことにより、出産した被保険者等があらかじめまとまった現金を用意する必要がなく出産時の経済的負担が軽減される制度のことです。この制度を利用すると、出産育児一時金を超えた金額のみを医療機関等から請求されることになります。

原則この直接支払制度をご利用いただくことになり、医療機関等で申請手続きを行います。詳しくは、出産される医療機関等にお問い合わせください。医療機関等で手続きができない場合の申請先・申請方法（必要書類など）は、加入している健康保険に確認してください。

産婦健康相談

産婦（子どもが1歳のお誕生日の月末までの希望する母親）に、健康相談および歯科健康相談を実施しています。日程は、3～4か月児健診（▶▶ P22）の通知と合わせてお知らせしています。

● 問い合わせ 保健センター（▶▶ P88）

育児の不安、心配ごと、 育児疲れ等があるとき

各保健センターでは、保健師・栄養士・歯科衛生士などが、いろいろな相談に応じています。ちょっとしたことでもお気軽にご相談ください。

● 問い合わせ 保健センター（▶▶ P88）

親と子の相談室

月1回、育児に不安を抱える乳幼児の保護者を対象に、医師・カウンセラーが相談に応じます。

● 問い合わせ
保健センター（▶▶ P88）
● 申し込み
【Web 予約】右の二次元コードから
【電話予約】各保健センター
にお問い合わせください。



親と子の相談室

絵本でふれあう子育て支援

保健センターで実施している乳幼児健診の際に絵本を交付しています。

- * 0歳児：保健センターで2冊配付、絵本の読み聞かせ実施。
- * 3歳児：保健センターから引換券をお送りし、図書館で1冊選べます。

● 問い合わせ
こども図書館（中央図書館内）
【TEL】3364-1421 【FAX】3208-2303
保健センター（▶▶ P88）

はじめまして赤ちゃん応援教室 (妊婦・産婦クラス)

生後4か月までの子どもを育てている保護者と赤ちゃん・妊婦の方を対象に、助産師等を講師としてミニ講話や情報交換を行っています。

● 申し込み

予約制。オンライン申し込みで受け付けています。右の二次元コード(新宿区ホームページ)からお申し込みください。

● 問い合わせ

保健センター(▶▶ P88)



はじめまして
赤ちゃん応援教室

離乳食講習会

離乳食をはじめるときのポイントや進め方についての講習会を開催しています。栄養士による離乳食の調理実演と保護者の試食、保健師による事故予防の話をしています。

● 対象

5～6か月頃の子どもの保護者の方

● 場所 各保健センター

● 申し込み

予約制。オンライン申し込みで受け付けています。右の二次元コード(新宿区ホームページ)からお申し込みください。

● 問い合わせ

保健センター(▶▶ P88)



離乳食講習会

1歳児食事講習会

1歳～1歳6か月頃の子どもの幼児食についての講習会を開催しています。栄養士による離乳完了時期の食事・おやつのお話をしています。

はじめて歯科相談(1歳児)と同時に開催です。

● 対象

1歳～1歳6か月頃の子どもの保護者の方

● 場所 各保健センター

● 申し込み

申し込みは不要です。お誕生月に郵送する、はじめて歯科相談(1歳児)(▶▶ P23)の通知の日にお受けください。

● 問い合わせ

保健センター(▶▶ P88)

医療費の助成

子どもの医療費助成

子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)が、マイナ保険証等を使って医療機関で診療を受けた場合、その窓口で支払う自己負担分および入院時の食事療養費を助成しています(健康保険が適用されるものに限り)。

● 対象

子どもおよび保護者が新宿区民で、子どもが日本の健康保険制度に加入している方

● 申し込み

電子申請(マイナポータル)・郵送および窓口(児童育成担当課または各特別出張所)

● 必要書類

① 子どもが加入している(または予定の)健康保険の資格が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ等)

② 申請者名義の金融機関の口座

● 開始時期

助成開始は出生・転入日から(出生・転入日の翌日～3か月以内に申請した場合)

● 問い合わせ

児童育成担当課子ども医療・手当係
【TEL】5273-4546 【FAX】3209-1145

ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の方(受給資格のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、一定の障害を有するときは20歳未満の児童を養育する方と児童)が、医療機関で健康保険が適用される診療・処方を受けた際に支払う自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成しています。申請者および扶養義務者(同住所に住む親族など)の所得制限があります。受給資格については、児童育成手当(育成手当)(▶▶ P20)をご覧ください。

● 問い合わせ

児童育成担当課育成支援係
【TEL】5273-4558 【FAX】3209-1145

慢性的な病気などの医療費助成

18歳未満で小児慢性特定疾病の治療を受けている方の医療費等の一部を助成します（認定基準等あり）。

● 問い合わせ
保健センター（▶▶ P88）

難病医療費等助成

国・都が指定する病気の治療を受けている方の医療費等の一部を助成します（認定基準等あり。小児慢性特定疾病該当の場合は除く）。

● 問い合わせ
保健センター（▶▶ P88）

大気汚染医療費助成

①気管支ぜん息②慢性気管支炎③ぜん息性気管支炎④肺気腫およびこれらの続発症の治療費のうち、健康保険を適用した後の自己負担額について医療費助成が受けられます。対象となる方は以下のいずれにも該当する方です。東京都の制度ですが、申請書の申し込みおよび問い合わせは以下の窓口です。

- 対象
 - (1) 18歳未満の方（18歳の誕生日が属する月の末日までの間にある方を含む）
 - (2) 都内に引き続き1年（3歳未満の方は6か月）以上お住まいの方（住民登録されている方）
 - (3) 現に気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫にかかっている方
 - (4) 健康保険等に加入されている方
 - (5) 喫煙していない方

※ (1)～(5)をすべて満たしていることが必要です。
- 問い合わせ
健康政策課公害保健係
【TEL】5273-3048【FAX】5273-3876

自立支援医療費 （育成医療）の給付

身体に障害のある18歳未満の方に対し、指定自立支援医療機関において生活能力を得るために必要な医療費の一部を負担します（認定基準・所得制限等あり）。

- 申し込み
保健センターで自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書および意見書などの書類を受け取り、必要事項を記入のうえ、お住まいの地域を担当する保健センターへ提出してください。
- 問い合わせ
保健センター（▶▶ P88）

小児精神障害者 入院医療費助成制度

患者本人が都内に住所を有し、精神疾患のために精神病床にて入院治療を必要とする18歳未満の方に対し、入院医療費の助成をします（入院時の食事療養費の標準負担額を除く）。東京都の制度ですが、申請窓口はお住まいの地域を担当する保健センターです。

- 申し込み
公費負担を受けようとする方は、お住まいの地域を担当する保健センターへ次の書類を提出してください。
- 必要書類
 - ① 医療費助成申請書
 - ② 診断書（所定の様式）
 - ③ 住民票の写し

(2)、③については申請日前3か月以内に作成されたもの)

 - ④ 医療保険の資格情報が確認できる書類の写し
 - ⑤ 遅延理由書（入院を開始した月の翌月以降に申請するとき）
- 問い合わせ
保健センター（▶▶ P88）

未熟児養育医療の給付

未熟児（生まれたときの体重が2,000グラム以下など）で、入院治療が必要と医師が認めた乳児（0歳児）が対象です。必要な医療費の一部を負担します。

● 申し込み

保健センターで養育医療給付申請書および養育医療意見書などの書類を受け取り、必要事項を記入のうえ、お住まいの地域を担当する保健センターへ提出してください。

● 問い合わせ

保健センター（▶▶ P88）

児童手当など

児童手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを養育している方（父または母のうち所得が高い方）に支給されます。所得制限はありません。

● 手当額

3歳未満の第1子・第2子 月額 15,000円
3歳～高校生年代（※1）の第1子・第2子 月額 10,000円
0歳～高校生年代の第3子以降（※2） 月額 30,000円

（※1）18歳に達する以後の最初の3月31日までの児童

（※2）子の人数は22歳に達する日以降の最初の3月31日までにある子の中で数えます。18歳年度末を経過した子どもを子のカウント対象とするには、確認書等の提出が必要となります。

● 申し込み

電子申請（マイナポータル）・郵送および窓口（児童育成担当課または各特別出張所）

● 注意

支給の開始は原則として請求月の翌月分からです。ただし、児童が月末に出生した場合、その翌日から15日以内に請求すれば、出生月の翌月分から支給できることがあります。

● 問い合わせ

児童育成担当課子ども医療・手当係

【TEL】 5273-4546 【FAX】 3209-1145

児童育成手当（育成手当）

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを養育している方に対する手当です。所得制限があります。

<支給資格>

- (1) 父母が離婚
- (2) 父または母が死亡、生死不明
- (3) 父または母が重度の障害を持つ（身体障害者手帳1級～2級程度）
- (4) 父または母に引き続き1年以上遺棄されている
- (5) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた
- (7) 婚姻によらないで出生し、子の父（父子家庭の場合は母）に扶養されていない

● 手当額

児童1人につき月額 13,500円

● 問い合わせ

児童育成担当課育成支援係

【TEL】 5273-4558 【FAX】 3209-1145

児童育成手当（障害手当）

次のいずれかに該当する20歳未満の心身障害児を養育している方に対する手当です。所得制限があります。

- (1) 知的障害児で「愛の手帳」1度～3度程度
- (2) 身体障害児で「身体障害者手帳」1級～2級程度
- (3) 脳性まひまたは進行性筋萎縮症

● 手当額

障害児1人につき月額 15,500 円

● 問い合わせ

児童育成担当課育成支援係

【TEL】 5273-4558 【FAX】 3209-1145

児童扶養手当

父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、一定の障害を有するときは20歳未満）を養育している母または父、もしくは子どもを養育している方に対する手当です。受給資格については、児童育成手当（育成手当）（▶▶ P20）をご覧ください。請求者および扶養義務者（同居所に住む親族など）の所得制限があります。

● 手当額

手当額は所得により異なります。

1人目 月額 11,340 円～ 48,050 円

2人目以降 月額 5,680 円～ 11,350 円
（令和8年4月から）

● 問い合わせ

児童育成担当課育成支援係

【TEL】 5273-4558 【FAX】 3209-1145

特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している方に対する手当です。所得制限があります。

- (1) 身体障害

* おおむね「身体障害者手帳」1級～3級程度（下肢障害については4級の一部を含む）

* 疾患により長期にわたる安静を必要とする程度の状態にあるものなど

- (2) 知的障害

* おおむね「愛の手帳」1度～3度程度

- (3) 精神障害

* 上記(1)(2)と同程度の障害（自閉スペクトラム症等により日常生活に著しい制限を受ける方等）

- (4) 重複障害

* 複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記(1)～(3)より軽度な場合でも該当となることがあります。

● 手当額

手当額は障害の程度により異なります。

1級 障害児1人につき月額 58,450 円

2級 障害児1人につき月額 38,930 円

（令和8年4月から）

● 問い合わせ

児童育成担当課育成支援係

【TEL】 5273-4558 【FAX】 3209-1145

障害児福祉手当

次のいずれかに該当する20歳未満の方で、在宅で常時介護が必要な状態にある方に対する手当です。

- (1) 知的障害児で「愛の手帳」1度～2度程度

- (2) 身体障害児で「身体障害者手帳」1級～2級程度

- (3) (1)(2)と同程度の疾病、精神障害の方

● 内容

所得制限があります。

● 手当額

障害児1人につき月額 16,560 円

● 問い合わせ

申請手続きについては障害者福祉課相談係

【TEL】 5273-4518 【FAX】 3209-3441

支給等については障害者福祉課経理係

【TEL】 5273-4520 【FAX】 3209-3441